

消費税率の引き上げに伴い、施設使用料などを改定します

消費税率の引き上げに伴い、町内施設の使用料などを改定します。

施設の使用料は、令和2年1月1日から改定します。使用日が1月1日以降であっても、12月31日までに窓口で許可申請などの手続きをした場合は、改定前の料金が適用されます。インターネットの施設予約システムを利用した仮予約も、12月31日までに窓口で本予約の手続きをすると同様の扱いとなります。(窓口の手続きが1月1日以降になると、改定後の使用料が適用されるので注意してください)

詳しくは、各施設に問い合わせください。

水道料金や下水道使用料などの使用料は、料金単価に変更はありませんが、10月1日以降は消費税率が引き上げられます。

【学校体育施設】

■問い合わせ先

社会教育課体育係 ☎(48) 1111 (内1228・1229)

使用施設	改定後の使用料(改定前の使用料)	
	1時間につき	
屋内運動場〔全面〕	780円(760円)	
屋内運動場〔半面〕	390円(380円)	
屋外運動場	340円(330円)	

【ふれあいの森】

■問い合わせ先

社会教育課体育係 ☎(48) 1111 (内1228・1229)
ふれあいの森 ☎(48) 8431

使用施設	改定後の使用料(改定前の使用料)
体育室	1時間につき 390円(380円)
パターゴルフ場 (1人1ラウンド)	[小学生・中学生] 変更なし〔210円〕 [一般(学齢期除く)] 420円(410円) [65歳以上の者] 変更なし〔210円〕
デイキャンプ場	小学生1人1日につき 変更なし〔100円〕

【スポーツ村】

■問い合わせ先 社会教育課体育係 ☎(48) 1111 (内1228・1229) スポーツ村 ☎(49) 2500

使用施設・区分			改定後の使用料(改定前の使用料)	
陸上 競技場	個人使用		変更なし 一般(学齢前除く):終日1回210円 小学生・中学生:終日1回100円	
	専 用 使 用	入場料など 徴収なし		[平日] 1時間につき 1,570円(1,540円) [土・日・祝] 1時間につき 2,100円(2,060円)
		入場料など 徴収あり	営利目的以外	[平日] 1時間につき 3,150円(3,090円) [土・日・祝] 1時間につき 4,190円(4,110円)
			営利目的	[平日] 1時間につき 1万5,720円(1万5,430円) [土・日・祝] 1時間につき 2万950円(2万570円)
		入場料など 徴収なし		[平日] 1時間につき 1,570円(1,540円) [土・日・祝] 1時間につき 2,100円(2,060円)
	野球場	入場料など 徴収あり	営利目的以外	[平日] 1時間につき 3,150円(3,090円) [土・日・祝] 1時間につき 4,190円(4,110円)
営利目的			[平日] 1時間につき 1万5,720円(1万5,430円) [土・日・祝] 1時間につき 2万950円(2万570円)	
室内練習場		1時間につき 1,050円(1,030円)		
トレーニング室		変更なし (中学生以上1人1回につき200円 回数券を購入した場合は11回分が2,000円)		